

〔資料編〕

資料目次

資料 1-(2)-①	「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定。令和 2 年 12 月 15 日改訂) <該当部分の抜粋>…	54
資料 1-(2)-②	「水産基本計画」(平成 29 年 4 月 28 日閣議決定) <該当部分の抜粋>…	56
資料 1-(2)-③	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知(令和 2 年 3 月 31 日最終改正)) <浜プランの趣旨に係る部分の抜粋>…	56
資料 1-(2)-④	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」<達成状況報告に係る部分の抜粋>…	57
資料 1-(2)-⑤	「浜の活力再生プラン達成状況報告書」の提出について(依頼)(平成 28 年 1 月 26 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課) <該当部分の抜粋>…	57
資料 1-(2)-⑥	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」<浜プランの策定主体に係る部分の抜粋>…	64
資料 1-(2)-⑦	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」(別記様式第 1 号) …	65
資料 1-(2)-⑧	「浜の活力再生プランの実施状況等について」(令和元年 10 月水産庁ブロック会議資料) <該当部分の抜粋>…	70
資料 1-(2)-⑨	「第 2 期浜の活力再生プランの策定について」(平成 30 年 4 月 23 日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課) <該当部分の抜粋>…	73
資料 1-(2)-⑩	「平成 25 年度内の手続き及び調査のお願いについて」(平成 26 年 3 月 7 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課) <該当部分の抜粋>…	74
資料 1-(2)-⑪	「水産業を核とした漁村の活性化(浜の活力再生プランについて)」(平成 26 年 2 月 6 日水産庁(平成 29 年 3 月改訂)) <該当部分の抜粋>…	76
資料 1-(2)-⑫	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」<浜プランに関連する支援策に係る部分の抜粋>…	77
資料 1-(3)	「水産業を核とした漁村の活性化(浜の活力再生プランについて)」<該当部分の抜粋>…	78
資料 2-(1)-①	新たな経済対策策定に伴う水産関連施策に関する説明会資料(平成 25 年 12 月水産庁) <該当部分の抜粋>…	79
資料 2-(1)-②	数値目標の算出方法及びその妥当性の記載について(浜再生推進 NEWS 2014. 7. 11No.2(全国漁業協同組合連合会)) <該当部分の抜粋>…	79
資料 2-(2)-①	浜プラン進捗状況チェックシート…	82
資料 2-(2)-②	浜プランの取組実績の経年推移が把握できる様式…	83
資料 2-(2)-③	再生委員会で用いられた評価・分析資料の例…	94
資料 2-(3)	浜プラン策定にかかる留意事項(浜再生推進 NEWS 2014. 7. 11No.2(全国漁業協同組合連合会)) <該当部分の抜粋>…	97

資料 1-(2)-① 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定。令和 2 年 12 月 15 日改訂) <該当部分の抜粋>

Ⅲ 政策の展開方向

10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力の向上を図るために、浜ごとの特性・資源状況を踏まえつつ、浜の活性化や資源管理に取り組む。

また、生産から加工・流通、販売・輸出の各段階における取組の強化により水産業の出口戦略(マーケットイン)を展開し、世界人口の増加等による水産物需要の増大を背景に、消費・輸出の拡大を図るとともに、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、活力ある水産業・漁村を実現する。

さらに、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」(別紙 8)に即して改革を進める。こうした中で、改正漁業法(令和 2 年 12 月施行)において措置されている新たな資源管理システム、漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直しといった取組を着実に推進する。

これによって、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させる。

<目標>

- 2030 年までに魚介類生産量を 536 万トンに向上(2018 年: 395 万トン)
- 2030 年までに水産物輸出額を 1 兆 2,000 億円に増大(2012 年: 1,700 億円)
- 2022 年までに魚介類消費量を 29.5 kg/人年(2010 年度水準)に向上(2012 年: 28.4kg/人年)
- 2023 年度までに、資源評価対象魚種を 200 種程度まで拡大(2020 年度: 119 種)
- 2023 年度までに、400 市場以上を目途に産地の水揚げ情報等を電子的に収集する体制を構築(2020 年度: 200 市場を目途に着手)
- 2023 年度までに、漁獲量ベースで 8 割を TAC 管理とする(2016 年度から 2018 年度までの平均: 約 6 割)
- 2023 年度までに、TAC 魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に IQ を原則導入

<展開する施策>

- ① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- ② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
- ③ 浜と食卓の結びつきの強化
- ④ 新たな資源管理システムの構築、漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直し等、改正漁業法(令和 2 年 12 月施行)に基づく水産政策改革の着実な推進

⑤ 養殖業の成長産業化の推進

V 具体的施策

10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進

- ・ 各浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成・実現を推進
- ・ 水産業の持続的発展のため、資源管理措置を強化するとともに、収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を通じた漁業構造改革を推進
- ・ 計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者を対象にした収入安定対策と燃油等の価格高騰対策を組み合わせた「漁業経営安定対策」を着実に実施
- ・ 水産新技術の現場実装の取組を推進するため、「水産新技術の現場実装推進プログラム」を策定

(注) 下線は当省が付した。

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化

1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用

(1) 浜プラン・広域浜プラン

漁業は、生産段階では資源管理を始め様々な取組を漁村単位で行う必要があること、販売段階では個別の経営体が漁業を営みながら販売戦略を立てるのは現実的ではないこと、各地域や漁業種類、経営体ごとに置かれている状況は異なることから、漁業・漁村地域の活性化に当たっては、「浜」単位で取り組むことが望ましい。「浜」単位で取り組むに当たっては、各地域の実状に即した形で、自ら足りない部分を明確にし、それを克服して所得向上や競争力強化を目指す具体的な行動計画である「浜プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」(以下「広域浜プラン」という。)を実践することが重要である。

浜プランについては、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指す。この際、着実にPDCAサイクルを回していくことが重要であり、国は関係機関と連携して、定期的に優良事例や取組に当たっての課題を浜にフィードバックし、浜がより良い取組を導入できるように取り組むこととする。

さらに、浜プラン策定地区の多くが平成30年度末にプランの終期を迎えることを踏まえ、PDCAサイクルの下で、1期目のプランにおける取組の効果・成果を検証した上で、第2期以降も更なる所得の向上に向けた取組を行うことが必要である。

また、国内水産業の競争力強化を図るため、市場統合や生産体制の効率化・省コスト化、流通・販売の合理化を進め、複数の漁村地域が連携し広域的に浜の機能再編や水産関係施設の再編整備、中核的担い手の育成に取り組むための具体的な取組を定めた計画である広域浜プランを策定し取組を推進する。また、多くのプランが平成32年度末に終期を迎えるが、第1期目の取組の効果・成果を検証し、第2期目以降も引き続き水産業の競争力強化に取り組む必要がある。

漁業就業者の減少・高齢化といった実態も踏まえ、浜の資源を活用し消費者ニーズに
応えていくためにも、浜の資源のフル活用のために必要な施策について、引き続き検討
を行う。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-(2)-③ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」(平成26年2月6日付 け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知(令和2年3月31日最終改正)) <浜プラン の趣旨に係る部分の抜粋>

第1 趣旨

漁獲量の減少や資材高騰等により疲弊している水産業や漁村を再生し、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するためには、改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた浜の活力再生プランを策定し、実行する

ことにより、漁村における漁業者の所得向上を実現させ、もって漁村の活性化を図る必要がある。

この通知は、自らの地域の真の活性化を目指す地域水産業再生委員会が浜の活力再生プランを策定し実行するに当たり、その内容、策定方法、見直し方法、及び更新方法並びに浜の活力再生プランと連携する関連施策に関する基本的考え方等について定めるものである。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-(2)-④ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」<達成状況報告に係る部分の抜粋>

第5 達成状況報告

- 1 地域水産業再生委員会は、浜の活力再生プランの目標年度の翌年度の9月末日までに、目標の達成状況について、都道府県を通じて水産庁長官に報告するものとする。
- 2 1の報告は、地域水産業再生委員会が目標の達成状況について自ら評価を行った上で、別記様式第3号（更新を行った浜の活力再生プランについては、別記様式第4号）により行うものとする。
- 3 水産庁長官は、1の報告を受けた場合には、その内容について確認を行い、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-(2)-⑤ 「浜の活力再生プラン達成状況報告書」の提出について（依頼）（平成28年1月26日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）<該当部分の抜粋>

「浜の活力再生プラン達成状況報告書」の提出について（依頼）

浜プランは、目標年度（5年目）の翌年度の9月末日に、取組5年間の達成状況報告を行うこととなっております。（「浜の活力再生プラン等の策定及び関連施策の連携について」平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）具体的には、浜プランは、収入向上とコスト削減の具体的な取組を実行することで、5年後に漁業所得を1割以上アップさせることを成果目標としているため、達成状況報告には、

- ・漁業所得目標に対する1年目から5年目までの実績
 - ・プランに基づく取組に対する事後評価（収入向上・コスト削減の取組内容及びその評価）
- を記述する必要があります。

水産庁は、浜プランに取り組む各地区が、プランを着実に実行することが重要と考えております。また、プランを実行していくうえで課題があれば、必要に応じて取組内容を見直し・改善を図りつつ、5年後の目標達成を目指すことが重要と考えております。

このため、プラン終了後に提出いただく「達成状況報告書」と同様式にて、毎年度、各地区の取組状況を把握し、必要に応じて見直しに向けた指導・助言を行うため、各地域水産業再生委員会より毎年度の「達成状況報告書」の提出をお願いしたいと考えております。具体的には、別紙様式にて、プラン策定後1年目に実際に活動された内容及びその結果（評価）、1年目（平成26年度）

の所得実績について、ご報告をお願いします。

なお、今回提出いただく達成状況報告書は、水産庁にて全国集計を行い、浜プランの取組状況の分析や課題の抽出、今後の支援策の検討・フォローアップ等に活用させていただくとともに、全国取組事例をとりまとめ、シンポジウムや説明会等の場で皆さまに共有・フィードバックさせていただきます。

(各地区の達成状況報告書をそのまま公表することはしませんが、取組の集計や事例として公表可能なデータ等を使用くださいますようお願いいたします。)

○調査対象

浜プランの1年目の取組年度が26年度となっている地域水産業再生委員会
(プラン終了まで毎年度、報告をお願いする予定です。プラン1年目が27年度の地区は、来年度より報告をお願いする予定です。)

○提出様式

別添「浜の活力再生プラン達成状況報告書」

○提出期限(都道府県へ提出)

平成28年2月末(2月29日(月)必着)

○提出先

各都道府県の浜プラン御担当者に提出願います。
(各都道府県にて報告書を取りまとめ、一覧表を作成の上、3月11日(金)までに水産庁あて提出することとしておりますので、期日厳守に御協力をお願いします。)

<今後の予定>

○26年度が浜プランの取組1年目の地区

28年2月末提出

- ・プラン承認後～27年12月末までの取組実績と評価
- ・1年目(26年度)の所得実績

28年9月末提出

- ・プラン承認後～28年3月末までの取組実績と評価
- ・2年目(27年度)の所得実績

29年9月末提出

- ・プラン承認後～29年3月末までの取組実績と評価
- ・3年目(28年度)の所得実績

30年9月末提出

- ・プラン承認後～30年3月末までの取組実績と評価
- ・4年目(29年度)の所得実績

31年9月末提出

- ・プラン承認後～31年3月末（プラン終了）までの取組実績と評価
- ・5年目（30年度）の所得実績

※27年度が浜プランの取組1年目の地区は、1年ずつ後ろにずれます。

なお、来年度以降の達成状況報告書の提出については、毎年度、事務連絡により都道府県を通じ依頼いたします。

浜の活力再生プラン達成状況報告書（記載例）
（平成27年9月30日付け水産庁長官承認）

1 地域水産業再生委員会

組織名	〇〇地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 〇〇 〇〇

再生委員会の 構成員	〇〇漁業協同組合、〇〇市
オブザーバー	〇〇県

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	〇〇地区 中型まき網漁業、船びき網漁業 組合員 25名
-----------------------	--------------------------------

2 地域の現状（浜の活力再生プランの取組開始前）

（1）関連する水産業を取り巻く現状等

※プランに基づき記載願います。なお、水産業を取り巻く情勢に変化があった場合は、状況等の変化がわかるように記載願います。

〇〇県の漁業は長期低落している。魚価及び漁業資源は依然低迷し、加えて昨今の燃油高騰は、高コストかつ低収入の漁業を常態化している。これは若者の新規就業・漁業者数の減及び高齢化をもたらし、これらがあいまって漁業経営継続が困難な状態、即ち〇〇県漁業の地盤沈下を現出している。例示すれば、過去10年で廃業を伴う漁船数及び漁業者の数は約250隻及び300人減少し、漁業者年齢は60歳以上が70%超となっている。

（2）その他の関連する現状等

※プランに基づき記載願います。なお、水産業を取り巻く情勢に変化があった場合は、状況等の変化がわかるように記載願います。

〇〇地区の漁業は、〇〇湾を漁場とし、まき網漁業及び船びき網漁業を営んでいる。まき網漁業ではイワシ・アジ・サバ等多種、船びき網漁業では、イカナゴ・シラス等を漁獲している。〇〇湾の鮮魚は脂のりが評価されているにもかかわらず、主に他県で陸揚げ・出荷のため、それら地域の産物となり、〇〇ブランドとしての認知はされていない。それゆえ、今後は、〇〇湾産の鮮魚は〇〇産としてブランド化することにより、高付加価値化が見込まれるので、収入向上のための重要な方途であると考え。

3 成果目標の達成状況

(1) 数値目標

※プランから転記願います。

漁業所得の向上 10%以上	基準年	平成25年度 : 漁業所得 0,000,000	千円
	目標年	平成30年度 : 漁業所得 0,000,000	千円

(2) 上記目標値の算出方法及びその妥当性

※プランから転記願います。

基準年の漁業所得はグループの総計で示している。目標年は毎年2%の所得向上を目標に設定している。燃油高騰対策として燃油消費量削減のための事業と、収入の安定化対策として地元水産物のブランド化を目指した水産加工工場や飲食設備の導入。「〇〇産」の販売促進や販路拡大によって、魚食推進事業を行うことが魚価の安定に繋がり、5年後漁業所得10%向上が見込まれる。

※算出の根拠及びその方法について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) 数値目標の達成状況

※1年目(平成26年度)の所得実績を記載願います。

漁業所得の向上 ●%以上	基準年	平成25年度:漁業所得 0,000,000	千円	基準年との比率	
	1年目	平成26年度 : 漁業所得 00000000	千円		●%
	2年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	●%	
	3年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	●%	
	4年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	●%	
	5年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	●%	
	漁業所得の増加額(実績値): ●●千円		漁業所得の増加率(実績値): ●%		

(4) 上記実績値の算出方法及びその妥当性

※1年目（平成26年度）の所得実績にかかる算出方法等を記載願います。

※算出の根拠及びその方法について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

4 浜の活力再生プランの取組に対する事後評価

（1）漁業収入向上のために行った取組内容及び評価

※プラン承認日から平成27年12月末までに、漁業収入向上のために行った取組内容及び評価を記載願います。

〇〇漁協が1年半前に整備した競り場を整備し、シラスの入札販売を行った。また、効率よくシラス漁を行うため、運搬船で調達を行った。地場で水揚げすることができ運搬時間が短縮され、競り価格を「見える化」することで鮮度保持技術の競争が起こり、質のアップ、鮮度が向上した。競り取引によりシラス〇キロ 000000 円だったものが 000000 円に上昇した。

空港から近い地の利を活かした販路拡大として東京・福岡の外食店へ朝獲れシラスを〇キロ提供した。

マルシェも8月から毎週日曜日に開催して近隣地域の漁協や農家から出店することで地域の賑わいとなった。

※必要があれば表などの資料を添付すること。

（2）漁業コスト削減のために行った取組内容及び評価

※プラン承認日から平成27年12月末までに、漁業コスト削減のために行った取組内容及び評価を記載願います。

船底清掃、省エネ機器（〇隻）導入、共同運搬船を導入したことにより、燃油消費量が削減された。

※必要があれば表などの資料を添付すること。

（3）取組の総合評価

※プラン承認日から平成27年12月末までの取組に対する総合評価を記載願います。

競りにより取引価格が向上し、販路拡大として東京・福岡に産直することにより取引価格が安定してきている。そのことにより、漁業者の取組意識が向上しやる気がでてきている。引き続きプランに基づき実行していく。

※必要があれば表などの資料を添付すること。

5 地域の現状（浜の活力再生プランの取組を踏まえて）

（1）関連する水産業を取り巻く現状等

5年間のプランの取組終了後に記入ください。

現時点では、記載の必要はありません。

（2）その他の関連する現状等

5年間のプランの取組終了後に記入ください。

現時点では、記載の必要はありません。

6 今後について

※1年目の活動実績及び評価を踏まえて、2年目から5年目までの取組の方向性について記載願います。

（今後の取組の方向性について具体的に記載する。）

今後、29年度に水産加工場を新設し商品の販売を行っていくこと、隣接してマルシェ（現在は、仮設）を開設。

また、水産加工場整備後に関空からマイクロバス（漁協）により、バスツアーを実施。

（以下は、浜プラン通知の様式にはありませんが、皆様のご意見をお聞きするために欄を設けております。

7 自由記入欄

※上記の項目の他、浜プランを取り組んでお困りの点やご意見がございましたら記載願います。

（注）下線は当省が付した。

資料1-(2)-⑥ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」＜浜プランの策定主体に係る部分の抜粋＞

第3 策定主体

- 1 浜の活力再生プランを策定する策定主体は、以下に定める要件を満たす地域水産業再生委員会とする。
- 2 地域水産業再生委員会は、市町村、漁業関係機関（水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第243号）第2条に規定する水産業協同組合をいう。以下同じ。））、漁業者団体等）、漁業者及び本事業の取組に参加する加工業者、流通業者等を構成員とすることとする。ただし、次に掲げる者は必須の構成員とする。
 - (1) 当該地域で水産業の中核をなす水産業協同組合又は漁業者団体
 - (2) (1)の水産業協同組合又は漁業者団体が位置する市町村（ただし、(1)が存する区域が同一の市町村を越える場合には、浜の活力再生プランに取り組む漁業者の活動拠点となる市町村）
- 3 地域水産業再生委員会は、浜の活力再生プランの策定に係る取組の中心的組織として活動しなければならない。
- 4 地域水産業再生委員会は、その活動を適正かつ効率的に行うため、同委員会の代表者及び意思決定の方法、事務及び会計の処理方法、財産管理の方法、公印の管理及び使用方法並びにこれらの責任者、内部監査の方法等を明確にした同委員会の運営等に係る規約（以下「委員会規約」という。）を作成するものとする。
- 5 委員会規約においては、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていなければならない。
- 6 地域水産業再生委員会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べるができることとする。

(注) 下線は当省が付した。

別記様式第 1 号 (第 2 関係) (策定 (更新を除く。)) の場合)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

地域水産業再生委員会名
所 在 地
代 表 者 氏 名 印

浜の活力再生プランの (変更) 承認申請について

浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について (平成26年 2 月 6 日付け25水港第 2656号農林水産事務次官依命通知) 第 4 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて (変更) 承認申請する。

(注) 添付書類として、別添を添付すること。

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

再生委員会の構成員	
オブザーバー	

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	
-----------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

--

(2) その他の関連する現状等

--

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

--

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

--

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成●●年度）

漁業収入向上の ための取組	
漁業コスト削減 のための取組	
活用する支援措 置等	

2年目（平成●●年度）

漁業収入向上の ための取組	
漁業コスト削減 のための取組	
活用する支援措 置等	

3年目（平成●●年度）

漁業収入向上の ための取組	
漁業コスト削減 のための取組	
活用する支援措 置等	

4年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

5年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

(4) 関係機関との連携

--

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上●%以上	基準年	平成●年度：	漁業所得	千円
	目標年	平成●年度：	漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

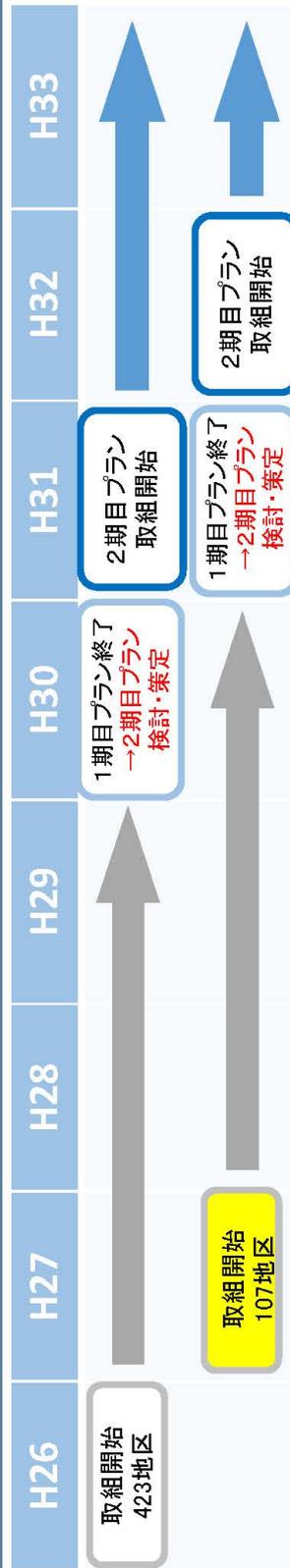
事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

第2期浜プランの策定について

- 昨年度及び今年度末で、多くの地区の現行(1期目)浜プランが終期を迎える。
- 各浜の継続的な発展、漁業所得向上のためには、1期目浜プランの評価を各浜で行った上で、切れ目無く2期目へ移行することが必要。
- 2期目浜プラン策定のポイントを踏まえつつ、水産庁の支援策を活用し、検討を進めていただきたい。



2期目浜プラン策定におけるポイント

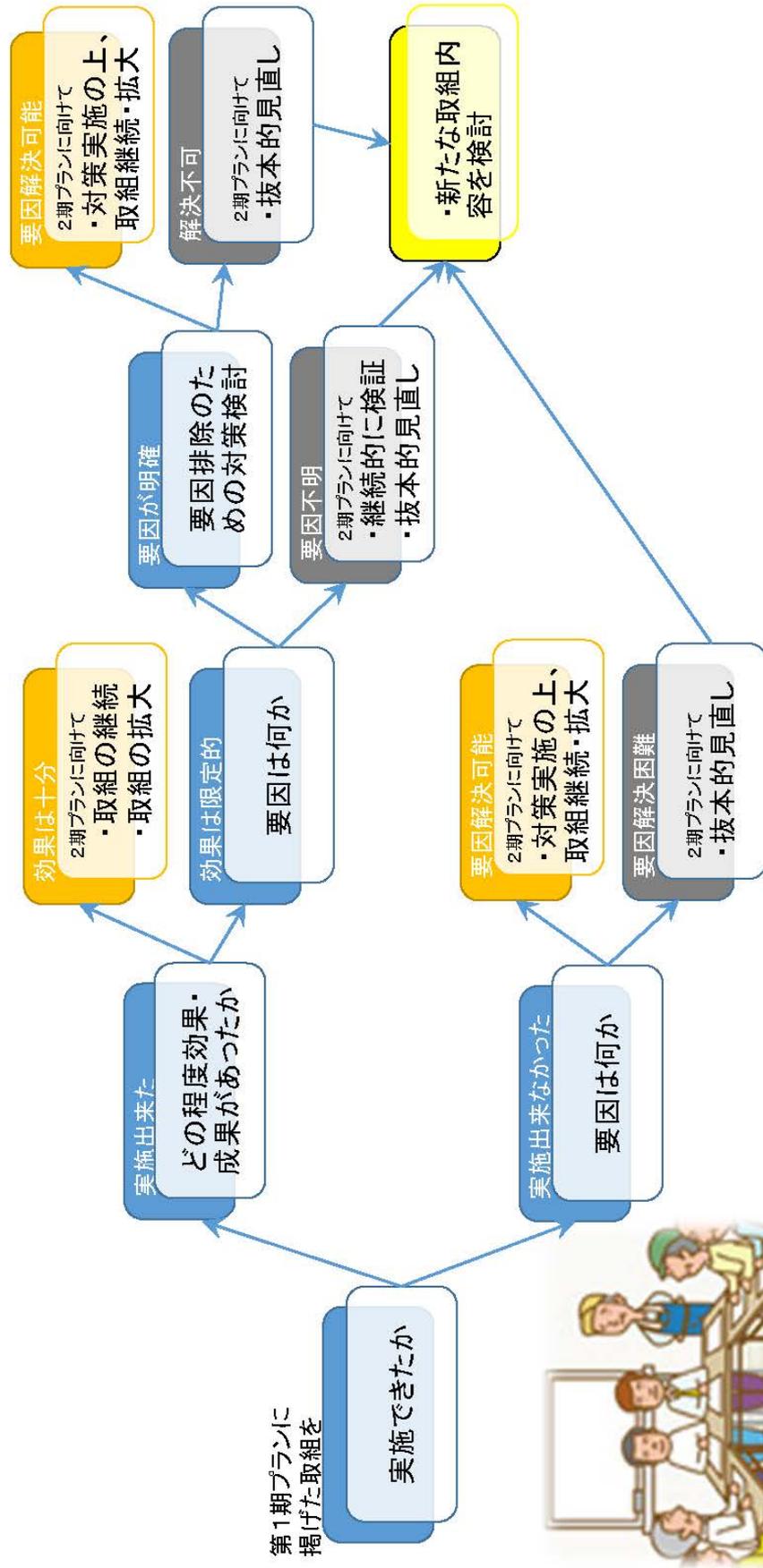
- ☑ 1期目プランの取組を評価(成功した取組と結果が出なかった取組の要因検討など)し、それを踏まえた対策を明記(PDCAサイクルの実行)
- ☑ 2期目の浜プランにおいては、改めて基準となる漁業所得を算出し、その基準から5年間で10%以上の所得向上の目標を再度設定
- ☑ 新たな取組の追加
例①新たな所得機会を創出するため、異業種との連携
②生産コスト削減のため、ICTなどの新技術の導入(スマート漁業)
③各浜の取組の合理化・効率化のため、課題・取組が共通する浜と浜との連携

2期目浜プラン策定の支援策

- 2期目プランの検討にあたっての必要な検討経費を補助(1プランあたり50万円まで)
【浜の活力再生プラン推進事業】(活用例)
 - ・新たな取組検討のための先進地視察
 - ・取組の普及・理解促進のための専門家招聘
 - ・市場調査 など
- 全国の参考となる取組事例集やプラン策定にあたってのチェックリストを作成し共有

特に！第2期浜プランの策定にあたっての留意事項

1. 第1期浜プランの成果・要因分析(検討フローのイメージ)

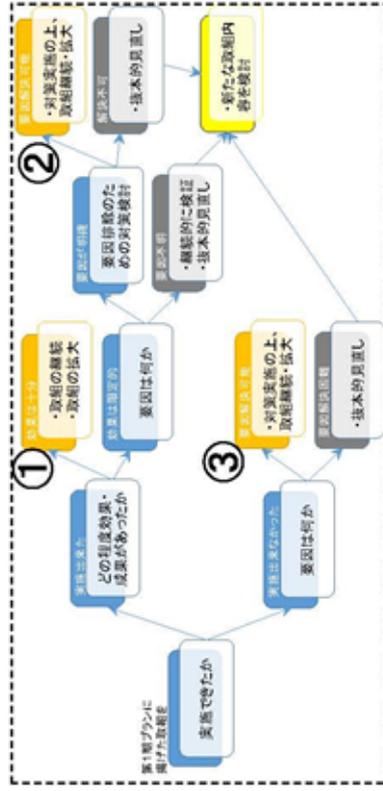


特に！第2期浜プランの策定にあたっての留意事項

2. 第1期浜プランの成果・要因を踏まえた第2期浜プランの取組検討

- 1) 引き続き、所得向上を見込める取組の継続・拡大
(フロー図①②③)
- 2) 上記に加え、10%以上の所得向上を達成するために、
新たな取り組みを追加※

※他地区の取組事例も参考に検討を
※資源管理にも資する取組は積極的に
※ICT等の新技術の導入、異業種との連携



浜プランの取組で効果のあった取組 (H30年度財務省調査結果)

項目(収入面)	回答数
鮮度・品質管理	25
広告・宣伝・ブランド化	18
漁獲物等の鮮度管理	18
漁獲物等の高品質化	18
種苗放流	13

※上位5回答を抽出 (複数回答)

項目(コスト面)	回答数
省エネ機器等導入	38
減速航走・減速曳網	31
船底清掃	30
操業日数等調整	5
機械等購入量削減	4
維持管理費の節約	4

3. 第2期浜プランの検討のサポート

- 1) 水産庁担当官による相談対応(個別ヒアリングも対応します)
- 2) 浜の活力再生プラン推進事業の活用
- 3) これまでの優良事例表彰やブロック会議の事例発表、水産庁提供資料(取組一覧表など)などから、
自らの浜でも適用できそうな取組をチョイス

資料 1-(2)-⑨ 「第 2 期浜の活力再生プランの策定について」(平成 30 年 4 月 23 日付け水産庁
漁港漁場整備部防災漁村課) <該当部分の抜粋>

第 2 期浜の活力再生プランの策定について

平成30年3月30日付けで「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携についての一部改正について」(29水港第3134号農林水産事務次官依命通知)を施行したところですが、その改正内容のうち、第2期浜プラン策定(浜プランの更新)にかかる部分について、以下の通り補足してご連絡いたします。

1. 第2期浜プランの様式について

第2期浜プランの策定様式は、第1期浜プランの策定様式と異なります。具体的には以下の通りです。

(1) 第1期浜プランの成果及び課題等を記入する欄の追加

→ PDCA サイクルの下、第1期浜プランの結果を評価し、効果的に第2期浜プランの取組を進めていくために必要な部分です。例えば、第1期浜プランの結果が、当初想定していた結果にならなかった部分があれば、その検証を踏まえて、第2期浜プランの取組に繋げてください。

(2) サブ指標(所得目標以外の成果目標)の設定欄の追加

→ 漁業所得は、浜プランの取組結果のみならず、他地区の漁獲状況や燃油の国際価格の状況などに大きく左右される場合もあることから、これらに左右されない、取組の成果を端的に表現しうるものとして、それぞれの地域の取組内容に応じて設定してください。

(設定例)

- ・衛生管理の取組の実施 → 対象魚種の魚価の向上
- ・ファインバブル装置導入等による活魚出荷割合の向上
→ 活魚出荷金額の増加(生残率の向上)
- ・低・未利用魚を対象とした加工品の開発
→ 低・未利用魚の加工品の増加
- ・首都圏等への販路開拓 → 直接取引する飲食店数、販売金額の増加
- ・直販所における地元水産物の販売 → 販売金額の増加

2. 第2期浜プランの所得目標について

第1期浜プランに引き続き、PDCA サイクルの下で、更なる漁業所得の向上を図る観点から、第2期浜プラン策定時点で改めて基準となる漁業所得を算出[※]し(算出例:別添資料)、第2期浜プラン取組期間内(5年間を想定)において、その基準所得から10%以上の所得向上を図ることを目標として設定をしてください。

※ 基準所得の算出にあたっては、第1期浜プランの実績を踏まえつつ、10%以上の所得向上を目指すにあたり適切な設定(過去の特異要因や将来の環境変動要因等が含まれる場合はそれを考慮するなど)を検討願います。

3. 新たな取組の追加について

更なる漁業所得の向上を図る観点から、従来の取組に加え、新たな取組の追加にあたり、例えば以下の項目の追加をご検討ください。

- (1) 新たな所得向上機会に資する異業種との連携
- (2) 新たな技術（生産コスト削減等に資する ICT や付加価値向上に資する冷凍技術など）の導入
- (3) 取組が共通する浜と浜との連携（各浜の取組の合理化や効率化） など

このほか、地域活性化を通じた漁業所得の向上が期待される、渚泊など地域振興施策の取組みの追加についても、前向きにご検討いただきますようお願いいたします。

4. 資源管理の取組の徹底について

安定した漁業所得の向上を図るためには、適切な資源管理措置の実施が重要であることから、第2期浜プランを策定する全ての地区において、当該地区で採捕される主要な水産物に対して「資源管理内容シート」を作成し、第2期浜プラン策定時及び毎年のフォローアップ時に提出していただきますようお願いいたします。

5. 第2期浜プラン策定手続き・スケジュール等

現行の浜プランから第2期プランへの切れ目ないスムーズな移行のため、水産庁は、そのための事前相談及び承認申請を随時受け付けております。平成30年度に第1期浜プランの取組期間が終了し、第2期プランの策定作業に着手する地区においては、第2期浜プランの案を策定次第、水産庁防災漁村課の担当までお送りいただきますようお願いいたします。

(注) 下線は当省が付した。

資料 1-(2)-⑩ 「平成 25 年度内の手続き及び調査のお願いについて」（平成 26 年 3 月 7 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）＜該当部分の抜粋＞

平成25年度内の手続き及び調査のお願いについて

今年度中の事務手続きに関するスケジュール、実施要綱等の様式及び今後の見通しに関する調査についてご連絡いたします。特に平成26年度「浜の活力再生プラン」策定推進事業の実施を希望される場合は、以下の手続スケジュールにつきご確認の程よろしく申し上げます。

【平成26年度策定推進事業実施計画書の第1回受付について】

① 事業実施計画書の提出（実施要綱別記様式第1号）

再生委員会→都道府県経由（進達）→水産庁

・円滑な手続きのため事前確認を行いますので、あらかじめメール等で計画書をお送り下さい。

② 事業実施計画の承認及び交付先への割当内示（水産庁）

- ・（事業計画書の承認）水産庁→都道府県（経由）→再生委員会
- ・（割当内示）水産庁→再生委員会※ ※都道府県が上乘せする場合の交付先は都道府県
- ・平成26年度予算成立日付で発出する予定です。

【浜の活力再生プランの承認手続等について】

① 浜の活力再生プランの提出等（プランの連携通知別記様式第1号）

再生委員会が策定した浜の活力再生プランは「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」（次官通知）第4の1に基づき水産長官承認手続きを行うこととなりますが、当該手続きは水産庁防災漁村課で随時受け付けます。また、当課においてプラン受理後、承認までの事務処理に約2週間（※）を要しますので、この点についてもあらかじめご注意願います。※事前確認による修正等の期間を除く

② プランの連携通知別記様式第1号及び第2号の取扱い

当該通知第2の1に規定する別記様式第1号については、当該プランを策定した同通知第3に規定する再生委員会が、同通知第4の1に基づき都道府県を通じて申請して頂くこととなるため、また当該通知第5の2に規定する別記様式第2号については、同様に再生委員会が同通知第5の1に基づき都道府県を通じて報告して頂くこととなるため、それぞれの様式中、発出元に都道府県知事名、提出先に都道府県知事名との記載があるものの、当該名を用いた報告は通常想定されないものと解されます。

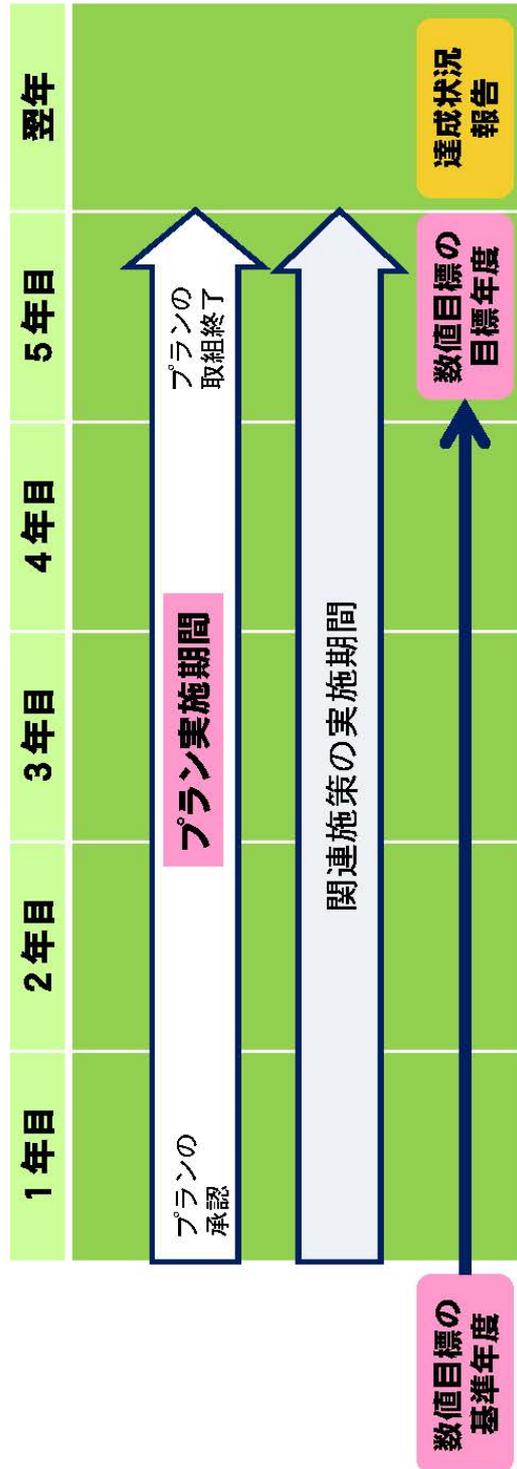
【浜の活力再生プランの今後の見通しに関する調査（お願い）】

浜の活力再生プランに関する各都道府県の取組状況を把握したいため、別紙にご回答の上、3月24日（月）までに提出して下さい。

水産庁では「浜の応援団」（水産庁HPに掲載）の取組がスタートするなど、浜の活力再生プラン及び浜の応援団を積極的に推進することとしております。

（注）下線は当省が付した。

④ 浜の活力再生プラン実施
⑤ 浜の活力再生プランの取組終了



- ✓ プランの実施期間は原則5年間ですが、関連施策の終了年がプラン実施から5年を超える場合は、関連施策の終了年度としてください。
- ✓ 浜の活力再生プランの取組が終了する最終年度までの目標達成状況について報告していただきます。（プラン終了年度の翌年度9月末日までに）
- ✓ 再生委員会自らで評価を行ってください。
- ✓ 達成状況報告書は都道府県（沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局）を通じて提出してください。

資料1-(2)-⑫ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」＜浜プランに関連する支援策に係る部分の抜粋＞

第6 浜の活力再生プランと関連施策の連携

浜の活力再生プランの取組効果を高めるため、次に掲げる事業を浜の活力再生プランの関連施策とし、第4の2の規定に基づく承認を受けた浜の活力再生プランの対象となる漁村地域及び漁業者等を優先的に支援対象とする。なお、連携の具体的な方法等については、各関連施策の事業実施要綱等において定めるものとする。

1 浜の活力再生プランを事業の採択要件とする施策

次に掲げる事業は、浜の活力再生プランと整合した内容であることが適当であるため、当該事業は第4の2の規定に基づく承認を受けた浜の活力再生プランの対象となる漁業者を支援対象とする。

- (1) 漁業者保証円滑化対策事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (2) もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の4の(2)の「沿岸漁業版」に係る事業
- (3) 離島漁業新規就業者特別対策事業（水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）に係るもの。）
- (4) 浜の活力再生・成長促進交付金（水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）に係るもの。）

2 浜の活力再生プランに関する優先配慮等を行う施策

次に掲げる事業については、第4の2の規定に基づく承認を受けた浜の活力再生プランの対象となる漁村地域を優先的に支援対象とすることで施策の効果が高まることを見込まれることから、地域の実情を踏まえつつ、原則として事業採択又は事業費の配分に当たり、当該漁村地域に対する優先配慮等を行うものとする。

- (1) 漁業人材育成総合支援事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (2) 生産海域等モニタリング体制整備事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (3) 女性活躍のための実践活動支援事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第2の別表3. 漁村の健全な発展の4. 浜の活力再生プラン推進等支援事業の(2) 漁村女性活躍推進事業のイ女性活躍のための実践活動支援事業に係るもの。）
- (4) 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (5) 有害生物漁業被害防止総合対策事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (6) 水産基盤整備事業（水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日付12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）に係るもの。）

(7) 水産多面的機能発揮対策事業（水産多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知）に係るもの。）

(注) 下線は当省が付した。

資料1-(3) 「水産業を核とした漁村の活性化（浜の活力再生プランについて）」＜該当部分の抜粋＞

3 浜の活力再生プラン策定のメリットは？

関連する施策（補助事業等）の優先採択等が受けられます！

国は、「浜の活力再生プラン」に取り組む漁村地域（漁業者等）が目標達成できるよう支援します。

例えば・・・

「高品質化を図るため、シャーベット氷（製氷施設）を導入したい」

→産地水産業強化支援事業による施設整備

「最新の省エネ漁網の使用により燃油消費量を削減するなど、省エネ型漁業に取り組みたい」

→省エネ機器等導入推進事業による省エネ機器導入

浜プランの承認を受けた漁村地域（漁業者等）に対して、関連する国の支援策を受ける際には、

- ① 浜の活力再生プランの策定が要件である場合
 - ② 関連する国の支援策の採択・事業費の配分において優先採択を受けられる場合
- があります。



資料 2-(1)-① 新たな経済対策策定に伴う水産関連施策に関する説明会資料（平成 25 年 12 月水産庁）＜該当部分の抜粋＞

4. 承認要件となっている目標漁家所得の設定若しくは評価にあたり、プランに参加する漁業者個々の所得を把握する必要があるのか。

(答)

漁家所得の設定・評価において、関連する統計や漁協の取扱い記録等がある場合は、それらのデータを活用することが望ましい。しかしながら、関連データがない場合に、漁業者個々の所得の把握をする必要はなく、例えば、プランの取組を通じ、市場でのプラン参加漁業者が陸揚げする漁獲物の価格の上昇による所得の向上や省エネ機器導入による漁業コスト削減による効果等から漁家所得の向上割合を推計することも可能である。

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-(1)-② 数値目標の算出方法及びその妥当性の記載について（浜再生推進 NEWS 2014. 7. 11No.2（全国漁業協同組合連合会））＜該当部分の抜粋＞

数値目標の算出方法及び妥当性の記載については、様々な考え方がある中で、参考として下記の事例をお示しします。

◎事例 1

基準年の漁業所得については、各漁業種類（或いはトン数階層）より中核的な漁業経営を行っている漁業者をモデルケースとして抽出し、平成 21～25 年の平均所得率を算出し、全漁業者の所得を推計した。

推計方法は、モデルケースとなった漁業者の過去 5 カ年分（H21～H25）の漁業経費を確定申告により調査し、各漁業種類ごとの平均所得率を算出した後、全漁業種類を個人ごとに各漁業種類に分類し、過去 5 カ年分（H21～H25）の漁業収入に各漁業種類ごとの平均所得率を乗じて算出された平均所得を合計し、基準年の漁業所得とした。

目標年の漁業所得については、基準年に対し漁業収入向上 1 % 及び漁業経費削減 3 % を加味し積算した金額を計上した。

この推計方法により、年変動が大きい漁業所得において、各年の変動を平準化し、目標年である平成 30 年の漁業所得との比較が容易になることから妥当であると判断した。

< 基準所得の算出 >

単位：千円

漁業種類	H21～H25 モデル漁業者			H21～H25 全漁業者	
	平均収入 A	平均経費 B	平均所得率 (A-B)/A= C	平均収入 D	平均所得 D×C=E
〇〇漁業	50,000	35,000	30%	52,500	15,750
△△漁業	30,000	20,000	33%	29,100	9,700
□□漁業	10,000	7,000	30%	11,000	3,300
●●漁業	5,000	3,500	30%	4,750	1,425
合計					30,175

↑

基準年漁業所得

◎事例 2

基準年の漁業所得は、平成20年度から平成24年度の水揚げ高に〇〇地域における標準的な経費率（鮮魚類〇〇%、貝類〇〇%、海藻類〇〇%、その他〇〇%）を乗じて漁業経費と漁業所得を区分し、各年の漁業所得を算出し、これを5中3平均した数値である。

取組の効果を検証する際も同様の方法で漁業所得を算出するため、目標年の漁業所得はプラン期間中の「漁業収入向上のための取組」による効果のみを反映して算定した。

（毎年度2%向上する数値目標のため、5年後の目標年には10%の向上となる。）

◎事例 3

漁協で把握できる構成員の水揚げ金額（A）及び経費（B）から減価償却費（C）及び人件費（E）を下記の式①～②により算出し、水揚げ金額（A）から総経費（B+C+E）を控除した額を所得額とする。

なお、漁協で把握できる経費（B）は、手数料・燃油費・資材費・飼料費・製氷費・共同利用施設利用費・保管費・漁船保険料・無線負担費・漁業健康資料・共済費である。

*粗利益：水揚げ金額（A）－経費（B）－減価償却費（C）＝D

①減価償却費（C）

水揚げ金額（A）×〇〇%

*減価償却費は経営体によって、ばらつきが大きいと考えられることから、ある経営体の確定申告書を参考に、水揚げ金額の〇〇%とした。

②△△漁業における乗子総人件費（E1）

$(D/2) / (\text{乗子人数} + \text{船長1名}) \times \text{乗子人数}$

*当該事例では、△△漁業においては、粗利益（D）の1/2を船長に配当し、残り1/2を乗組員（船長を含む）で均等割するルールとなっている。

（注）下線は当省が付した。

笠岡市地区部会・浜プラン進捗状況チェックシート

A: プラン以上に進んでいる B: ほぼプランどおり
 C: 遅れている D: 着手していない

	取組内容	29年度
収入向上の取組	1. 神経絞めによる販売価格向上とブランド化	A・B (C) D
	2. 直販による収入向上	A (B) C・D
	3. CAS冷凍技術の活用による収入向上	A・B (C) D
	4. 干物商品の製造及び販売による収入向上	A・B (C) D
	5. ノリ養殖漁場での栄養塩対策による品質維持・向上	A (B) C・D
	6. アサリ資源の回復による収入向上	A・B (C) D
	7. アマモ場造成による水産資源の増殖	A (B) C・D
	8. 種苗放流や資源管理への取組による水産資源の増殖	(A) B・C・D
	9. 笠岡地区海洋牧場の管理及び活用による漁業生産量の増加	(A) B・C・D
	10. 体験漁業等のイベントを通じた魚食普及や漁村活性化	(A) B・C・D
コスト削減の取組	1. 船底清掃	A (B) C・D
	2. 省エネ型エンジンへの換装	(A) B・C・D
	3. セーフティーネット構築事業の加入推進	A (B) C・D

係する取組み	漁獲量 (H26 約 540 kg H27 約 240 kg H28 約 470 kg H29 約 480 kg H30 約 490 kg)				
(2) 魚類養殖業の高品質化・複合化による経営の安定					
具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	伊勢まだいの生産と販路拡大	伊勢まだいの生産と販路拡大	伊勢まだいの生産と販路拡大	伊勢まだいの生産と販路拡大	伊勢まだいの生産と販路拡大
取組み結果	生産者数：2 生産尾数：約3万匹 生産金額：約3千万円	生産者数：2 生産尾数：約8万匹 生産金額：約8千万円	生産者数：2 生産尾数：約10万匹 生産金額：約1億3千万円	生産者数：2 生産尾数：12万匹 生産金額：1億5千万円	生産者数：2 生産尾数：11万匹 生産金額：1億6千万円
結果の検証	「伊勢まだい」ブランドの定着により生産量は4倍に伸びているが、価格、販路は、通常の養殖マダイの流通状況に左右される。今後、価格向上や販路拡大をめざすには関係機関と連携した取組みを継続する必要がある。				
取組み②	カワハギ養殖の取組み	カワハギ養殖の生産拡大	カワハギ養殖の生産と品質向上	カワハギ養殖の生産と品質向上	カワハギ養殖の生産と品質向上
取組み結果	生産者数：1 導入尾数：約3万5千匹 生産尾数：約8トン 生産金額：約1千800万円	生産者数：3 導入尾数：約4万3千尾 生産量：約8トン 生産金額：約1千600万円	生産者数：3 導入尾数：約4万4千匹 生産尾数：約4トン 生産金額：1千200万円 品質向上：—	生産者数：3 導入尾数：約5万5千匹 生産尾数：約5トン 生産金額：1千300万円 品質向上：—	生産者数：3 導入尾数：4万5千匹 生産尾数：約6トン 生産金額：1千600万円 品質向上：—
結果の検証(評価)	ブリ養殖と比べ餌代も少なく、販売単価にも優れるため養殖経営の安定につながったが、今後、生産量を増やすうえでは、夏季の疾病によるへい死の問題や効率的な飼育方法の確立に取組み必要がある。				
取組み③	アサリ養殖に向けた稚貝採集試験	アサリ稚貝採集適地探索垂下養殖試験の実施	アサリ稚貝採集養殖実施による収入安定	アサリ稚貝採集養殖実施による収入安定	アサリ稚貝採集養殖実施による収入安

			アサリ資源増大	アサリ資源増大 漁業体験への活用検討	定 アサリ資源増大 漁業体験への活用検討
取組み結果	アサリ稚貝は採集されたが、その数は当初想定以下であった。	複数箇所では稚貝採集を試みたが十分な確保はできなかった（地区内での採集適地なし）。 稚貝が確保できず養殖試験は実施できなかった。	活動中止	活動中止	活動中止
結果の検証 (評価)	地区の既存の漁業にとらわれない新たな視点での収入向上に向けた挑戦であったが、養殖に必要な量のアサリ稚貝が採集できる場所が地区内で見つからず、取組み途中で活動を見直し（中止）することとなった。新たな挑戦が必要である一方、予備的調査を踏まえた取組みを行う必要がある。				
取組み ④	ヒロメ養殖漁場の選定、塩蔵品開発	ヒロメ養殖の開始 ヒロメの商品開発及び販売	ヒロメ増産 水産研究所と連携した生ヒロメ出荷の技術開発 オーナー制導入の検討	養殖生産、加工品販売、オーナー制導入	養殖生産、加工品販売、オーナー制導入
取組み結果	湾内2箇所では試験養殖を行い適地を選定 種糸1千mで（収穫200kg） 塩蔵品開発：→していない	種糸1,000mで試験養殖 収穫量：約4千kg 開発商品：塩蔵ヒロメ 販売：試作品の試食配布 売上げ：約36	養殖区画取得（区画365号） 養殖規模：種糸1,000m 収穫量：約1千kg（出荷600kg） 加工品：塩蔵40kg製造 売上げ：44万	養殖規模：種糸1,000m 収穫量：約2千kg（出荷1千100kg） 加工品：塩蔵ヒロメ 売上げ：33万円（生+加工）	養殖規模：種糸1,000m 収穫量：1千500kg 加工品：塩蔵ヒロメ 売上げ：30万円（生+加工） オーナー制：開始

		万円（生＋加工）	円（生＋加工） オーナー制導入：見送り	オーナー制： 延期	
結果の検証	新たにヒロメ養殖に取り組んだことで藻類養殖による収入が得られることとなったが、海況を始め様々な要因により生産が安定しておらず、生産の安定化が今後の課題。生ヒロメの価格は、天然物の水揚げ状況に左右されるため、加工製品の積極的な販路拡大も今後の収益向上には必要。				
取組み⑤				ボラ等の新魚種導入の検討	ボラ等の新魚種導入の検討
取組み結果				延期	延期
結果の検証	水産研究所でメイチダイ等、複数の魚種で新たな養殖対象種としての試験が行われているが、現場では実証試験段階まで達していないため、取組みを延期することとなった。				

(3) 魚価向上に向けた6次産業化の取組

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	定置網やまき網の未利用魚、郷土料理を活用した商品開発	「へか」（魚のすき焼き）を活用した商品開発			
取組み結果	まき網で漁獲されるゴマサバを用いた「へか」を検討し、商品化の可能性を確認した。	調味液、アルコール冷凍した切り身をパックにした商品を開発した。			
結果の検証	商品開発はできたものの製造を担当する関係機関のスタッフ数不足により、商品の製造・販売はできていない。今後、開発商品を製造・販売していくためには、新たな関係機関のスタッフの確保が必要である。また、商品を販売するうえでは、商品PRや販路についての検討も必要である。				

取組み②	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上 移動販売車の台数増による体制強化の検討	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上 移動販売車の追加による広域での移動販売の展開
取組み結果	施設売上：約260万円 移動販売売上：約820万円 移動販売巡回数：約150日	施設売上：約210万円 移動販売売上：約920万円 移動販売巡回数：約180日	施設売上：約320万円 移動販売売上：約1千100万円 移動販売巡回数：約180日 移動販売車台数：1台追加	施設売上：約200万円 移動販売売上：約1千300万円 移動販売巡回数：約270日	施設売上：約210万円 移動販売売上：1千100万円 移動販売巡回数：約230日
結果の検証 (評価)	平成28年8月から移動販売車を2台体制とし、販路の拡大及び巡回数を増やしたことで売り上げは増加した。これまで山間部等の過疎地を主体に移動販売しているため顧客の減少が生じており、新たな顧客の獲得に向けた検討が必要。また、顧客からは一次加工や二次加工を施した商品ニーズがあり、ニーズに対応するためのスタッフの確保を検討する必要がある。				
取組み③	〇〇PAでの積極的な加工品販売に向けたパッケージ改良	〇〇PAでの地元水産品の積極的な販売	〇〇PAでの地元水産品の積極的な販売	〇〇PAでの地元水産品の積極的な販売	〇〇PAでの地元水産品の積極的な販売 新たな販路拡大への取組み
取組み結果	〇〇のパッケージを改良した(ビニール包装のみから紙パッケージの追加)	販売商品：〇〇など 販売先：〇〇PA、 売上：14,000円	販売商品：〇〇など 販売先：〇〇PA、 〇〇テラス 売上：PA：4万2千 テラス：10万2千)	販売商品：〇〇など 販売先：〇〇PA、〇〇テラス 売上：PA：約2万6千 テラス：7万9千) 紙パックデザ	販売商品：〇〇など 販売先：〇〇PA、〇〇テラス 売上：PA：4万7千 テラス：5万2千)

				インの黒基調 への見直し	
結果の検証 (評価)	当初は販売先として「〇〇PA」のみを想定していたが、「〇〇テラス」、道の駅でも〇〇を販売するようになり、販売先は3か所となった。今後、販売を伸ばすためには、各施設での対面販売や試食等のPR、新たな商品ラインナップが必要となり、これらに従事するスタッフの確保が課題。				
取組み④		自主衛生管理 認定制度に 対応した衛生 管理が可能な 加工施設整備 に係る検討・ 施設設計		消費期限の延 長等の商品開 発や新たな商 品展開の検討	
取組み結果		加工施設整備 を検討し、整 備の実施を決 定	新たな加工施 設を整備	ブリのレトル ト製品、オキ サワラの塩麴 焼き、ヒロメ うどん等の新 商品の開発	
結果の検証 (評価)	平成 28 年度に地方創生推進交付金（国）を活用し、衛生管理が可能な新たな加工施設の整備と新たな商品開発や生産能力を強化するための機器導入が図られた。施設の充実が図られた一方で、生産に携わるスタッフの確保が進んでいない。今後、加工施設の能力を最大限に発揮するためには、スタッフの充実が必要。				
浜プラン には明記 していな いが、関 係する取 組み	「まだい塩麴焼き」を商品化し、H27 年 3 月の第 3 回 Fish-1GP で準グランプリ 受賞				
(4) 地域活性化に向けた取組					

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上
取組み結果	来場者数： 約 3 千人 ブリ販売： 約 500 本 売上： 約 220 万	来場者数： 約 3 千人 ブリ販売： 約 450 本 売上： 約 230 万	来場者数： 約 3 千人 ブリ販売： 約 450 本 売上：約 300 万	来場者数： 約 3 千人 ブリ販売： 約 660 本 売上： 約 320 万	来場者数： 約 3 千 500 人 ブリ販売： 約 600 本 売上： 約 300 万
結果の検証（評価）	積極的な PR 活動を行うことで地域イベントとして定着、地区外からのリピーターも増えたことで、漁家所得向上に寄与。ブリの販売本数はイベント開催前の来遊の影響を受けるため、ブリ以外の販売商品（ヒロメや地元水産物の加工品）のさらなる充実に努める必要がある。				
取組み②	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及
取組み結果	実績なし	納入学校数： 6 町内小中学校	実績なし	納入学校数： 1 町外保育園	納入学校数： 9 町外保育園 町内小中学校 保育園
結果の検証（評価）	町内の小・中学校で統一された献立システムが採用されるようになり、学校給食への食材調達がなくなった。製品価格に対し給食費が低いため単独学校規模であれば魚食普及の観点から対応できるが、町全域の学校が対象となると魚食普及の観点であっても実施は容易ではない。価格設定の厳しい学校給食への納入については、抜本的な見直しが必要。				
取組み③			体験加工、郷土料理提供等魚食普及体制の強化のための交流施設の検討	体験加工、郷土料理提供等魚食普及体制の強化のための交流施設の	体験加工、郷土料理提供等魚食普及体制の強化のための交流施設の

				活用による交流人口の増加	活用による交流人口の増加
取組み結果			新たな交流施設ではなく、既存の施設を活用した体験加工、郷土料理提供による交流を検討	既存施設を活用した交流実績 受入回数：4 受入人数：60	既存施設を活用した交流実績 受入回数：4 受入人数：60
結果の検証 (評価)	新たな交流施設を設置でなく既存施設を活用し、効率的に交流人口の増加が図られた。既存施設では1回あたりの受入数が20人程度と限られ、大型観光バス等の人数に対応できないことや通常の加工作業を行う日時には、受入れができない等の制限がある。				

(5) 後継者育成の取組

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による担い手育成	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による新規就業者の定着	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による新規就業者の定着	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による新規就業者の定着	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による新規就業者の定着
取組み結果	漁業体験会 (9/12) 参加者：2名	未実施	未実施	漁師塾開催 (3/10～12) 参加者：2名	インターンシップ受入れ (8/5～9) 参加者：1名
結果の検証 (評価)	大敷、まき網、養殖など、昨今の主要漁業があり、H29 漁師塾～H30 インターンシップまでつながる取り組みとなり新規就業者の定着が進みつつあるが、住居等の受入体制の整備を地域自治体等とともに連携し、早急に進めていく必要がある。また、短期間の漁師塾では、実際の漁師の仕事の厳しさを体験しにくいいため、より長い期間体験できるインターンシップと併せた体制による新規就業者の確保定着に努める必要がある。				

取組み②	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による地域漁業の主体的な担い手への育成	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による地域漁業の主体的な担い手への育成	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による地域漁業の主体的な担い手への育成	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による地域漁業の主体的な担い手への育成	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による担い手育成
取組み結果	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人
結果の検証 (評価)	地区の中心となる漁業者は積極的に地域活性化取組に参画しており、地域漁業の主体的な担い手となっているが、新たに漁業就業し地元に着定する者がいないため参加者が固定化されている。今後、新たに漁業就業する者の活動への参加を積極的に促すことで担い手としての育成を図る必要がある。				

(6) 省燃油に向けた取組によるコストの削減

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減
取組み結果	上架数：約190隻	上架数：約200隻	上架数：約175隻	上架数：約180隻	上架数：約150隻
結果の検証 (評価)	年間の上架数は180隻前後を推移しているが地区の漁船が減っており、1隻あたりの上架は増えている。ただし、一部は上架理由（船底清掃、転絡、修理）が不明であり、上架予約時の確認に留意する必要がある。現状では、燃油の価格変動によるコスト削減効果が大きいですが、定期的な船底清掃の励行および実施は継続していく必要がある。				

(7) 木材魚礁の活用や沿岸増殖礁の活用

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	木材魚礁や増殖礁の活用による燃油コストの削減	木材魚礁や増殖礁の活用による燃油コストの削減	木材魚礁や増殖礁の活用による燃油コストの削減	木材魚礁や増殖礁の利用頻度向上による燃油コストの削減	木材魚礁や増殖礁の活用による燃油コストの削減
取組み結果	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり
結果の検証	小型イセエビの再放流が積極的に行われているイセエビ増殖礁は、イセエビ漁の漁場として有効に活用されていることから燃油コストの削減に寄与していると考えられるが、カサゴ種苗の放流が行われている木材魚礁周辺は、カサゴを専門に漁獲する漁業者がいないため、現状では活用が限られている。今後、木材魚礁を活用した燃油コストの削減を図るためには、木材魚礁周辺でのカサゴ資源量調査等を行い、資源活用の可能性を検証する必要がある。				

(8) 漁業コスト削減等のための共同利用施設の整備

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	/	/	/	燃油使用実態に応じた燃油供給施設の整備による維持管理コストの削減	燃油使用実態に応じた燃油供給施設の整備による維持管理コストの削減
取組み結果				延期 (H30年度に整備予定)	延期 (H31年度に整備済)
結果の検証	燃油供給施設の整備による維持管理コストの削減は、当初予定より1年遅れとなっており、次期浜プランでの検証が必要である。				

取組み②				省エネ効果が認められる製氷施設整備の検討	省エネ効果が認められる製氷施設整備による氷代のコストダウン
取組み結果				漁連製氷施設の撤退（予定）に伴い施設整備を検討	未整備（H31年度以降に整備予定）
結果の検証	製氷施設の整備についても同様に1年遅れとなっており、施設整備による漁業コスト削減については、次期浜プランでの検証が必要である。				

資料 2-(2)-③ 再生委員会で用いられた評価・分析資料の例

魚の付加価値向上及び国内外での販路拡大		
第 1 期の取組	第 1 期にかかる成果及び課題等	第 2 期の取組
1. サワラの高鮮度処理、出荷	漁獲後の血抜き・活き締めの高鮮度処理を行い魚価の向上に取組んだが魚価の向上までに至らず。	福岡県漁連提供の窒素活水設備を使って鮮度向上に取り組み価格向上とブランド化を目指す。
2. 製氷設備の改修	西浦支所で製氷施設の改修が行われ、適正な氷の使用による鮮度保持を行う。	
3. 県漁連へのヤリイカの出荷	「一本槍」への出品参加による魚価の向上が見られた。	「一本槍」への出荷数量を増やし漁家所得の安定と向上を目指す。
4. ヤズの加工品開発、販路拡大	平成 26 年度より着実に生産量、販売金額共に伸びている。	「しまごはん」の新商品開発 ヤズを使って新しい加工品の開発
5. 活魚浄化水槽施設の設置	姪浜支所、箱崎支所での活魚水槽冷却装置を設置し、出荷調整の取組を行っている。	活魚浄化水槽施設の設置（姪浜支所、箱崎支所）引き続き出荷調整に取り組む。
6. 海水濾過処理施設の設置	唐泊支所に海水濾過処理施設を設置した。	海水濾過処理施設の設置による、恵比須かきの更なる品質向上とともに恵比須かきを利用した加工品の開発による販路拡大
7. 新規地区での牡蠣養殖の導入	能古支所、志賀島支所でのかき養殖を開始する。生産が安定しないため小売りで販売している状況であり今後、出荷先や安定した生産が課題。	平成 31 年度、能古支所、志賀島支所は県の指導を受け、技術の向上を図る。 規模拡大を目指す
8. 養殖業の新規導入	志賀島の間育成施設を利用し、完全養殖を目指し試験的にアサリの育成を開始。販路の検討まで至っていない状況だが、新規養殖業の事業化に向け安定した育成が課題である。	引き続き中間育成施設を活用し、アサリの育成試験を実施し養殖業の事業化を目指す。
9. 海苔養殖業の強化	平成 28 年度に海苔乾燥機のライン増設を行ってかた、生産枚数、生産金額ともに向上。更に生産金額を増やすために販路の拡大が課題である。	「海苔の佃煮」「ふりかけ」など商品による生産金額の向上、学校給食への提供による販路拡大と水産業の PR
10. 出荷先市場、出荷体制の見直し	意見交換や情報収集を行ったが、流通コストが掛かりすぎるため一時断念。	福岡以外の市場への出荷は経費等を再検討
11. マーケティング拠点施設の見直し	加工品の販売、国内外のバイヤー・シェフとの商談等による販路拡大を検討。香港のシェフを呼び、唐泊恵比須かきを PR することで香港への流通を行っている。	引き続き国内外への商談施設と加工品の販売、地元水産物の材料提供へ

12. 食育を通じた漁食普及	女性部が自ら講師となって市内中学校での「お魚料理教室」を実施した。	継続して魚食の普及に努める。
13. 水産物の消費拡大、水産業への理解・関心の促進	朝市・夕市・唐泊恵比須かきの牡蠣小屋の運営、西浦支所での「おさかな祭り」の開催、などによる水産業のPRを行った。また漁業体験を通じた水産業への理解を深めた。	継続して水産業のPRを行う。
14.	新規	①姪浜支所はコノシロを使用した加工品を開発し販路拡大に努める。 ②小呂島支所に定置網の設置を協議する。

漁場環境の改善と種苗放流による資源増大

第1期の取組	第1期にかかる成果及び課題等	第2期の取組
1. 漁場の保全	海底耕耘、海底清掃を行い、漁場環境の保全に取り組んだ。また、植林事業を通じて豊かな海の再生に努めた。	引き続き、海底耕耘、海底清掃などを行い、豊かな海の再生を行い漁場の保全に努める
2. 藻場の造成	ウニ類の駆除を行い、藻場再生の為に母藻投入による藻場保全を図り、アワビ・アカウニの放流による磯根資源の増大に努めた。	引き続き藻場の保全、資源増大に努める。
3. 資源量の増大	博多湾内の干潟での海底耕耘、食害生物の駆除、アサリの種苗放流などを行い干潟の保全に取り組んだ。また各種の種苗放流を行い、資源の維持増大と漁獲向上に努める。	引き続き干潟の保全、資源増大に努める。
4.	新規	漁協は、微生物製剤を使った底質改善を実施する。
5.	新規	漁業者保証円滑化対策事業及び漁業経営基盤強化支援事業並び、漁港施設機能強化事業の活用
6.	新規	漁業人材育成総合支援事業を活用して新規漁業就業者の確保を図る。

省燃油活動の推進による漁業コストの削減

第1期の取組	第1期にかかる成果及び課題等	第2期の取組
1. 省燃油活動の実施	漁船上架時の船底清掃を行い、係留中の機関停止、不要な積載物の削減を行うことで省燃油活動に努めた。	引き続き、上架時の船底清掃、不要な積載物の削減を図り省燃油活動に努める。

2. 燃油高騰時の備え	燃油の急騰による漁業コストの圧迫に備えるために、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を推進することに努めた。	引き続き、漁業経営セーフティネット構築事業への加入推進に努める。
-------------	--	----------------------------------

浜プラン策定にかかる留意事項

浜再生推進NEWS 第2号付録

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

再生委員会の 構成員	○○漁業協同組合、○○市(町村)、株式会社○○(○○組合代表) (コメント) ・漁業関係団体(漁協等)が必ず含まれている必要があります。 ・漁業関係団体が位置する市町村が含まれている必要があります。
オブザーバー	都道府県(行政部局、水産試験場)、消費者団体○○、実需者団体○○、NPO法人○○

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	(コメント) ・対象地域・漁業種類が特定されていること。 ・漁業種類ごとに取組を行う漁業者数の記載がされていること。(取組を行う漁業者の所得を確認できる記載であることが必要なため、兼業の場合の延べ人数を把握する必要があります。) ・産地水産業強化支援事業等の補助事業の活用をお考えの場合、これらの受益対象者が含まれている必要があります。
-------------------	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

(2) その他の関連する現状等

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

(コメント)

・基本方針の内容が、以降の具体的な取組内容に反映されていること。
 (浜自らが目標達成に向けて活動する中で、それを後押しする形で支援措置を活用するというのが大原則であり、浜自らの取組として行う内容を必ず記載して下さい。)

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

--

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	<p>(コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組内容を記載することが肝要です。(誰が、いつ、何をするのかを具体的にイメージできるように記載して下さい。抽象的な取組内容(例「ブランド化による魚価向上」)の記載は原則不可) ・漁業収入の向上の取組ごとに取組を行う漁業種類・人数・年度等に案して出来る限り記載して下さい。 ・年毎の目標については、どの時点(基準年、前年)から何%増加(削減)するのかを明確化して下さい。 ・漁業収入向上のための取組と漁業コスト削減の両方を必ず記載して下さい。片方だけでは承認されません。 ・産地水産業強化支援事業等の実施計画があれば、それらとの整合性をとって下さい。 <li style="border: 1px solid red; padding: 2px;">・浜の活力再生プランは、漁業振興のための総合プランであり、漁業収入に直結しなくても(数値化出来なくても可)、後継者対策、魚食普及の取組、環境保全等の取組を可能な限り記載することが望ましい。
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

2年目（平成●●年度）

以下1年目と同様です。

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

3年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

計画書

4年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

5年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄は適宜増やすこと。
※「活用する支援措置等」欄に記載するのは国の支援措置に限らない。

(4) 関係機関との連携

	・基準年度については、以下を参考にして下さい。 5中3(直近5カ年のうち、最大と最小を除いた3カ年の平均) 直近5カ年の平均 直近3カ年の平均 直近年(前年) など
--	---

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上●%以上	基準年	平成●●年度：漁業所得●●●●	千円
	目標年	平成●●年度：漁業所得●●●●	千円

・対象漁業者が多数の場合等で、全員の所得を明らかにすることが困難である場合は、サンプルを抽出して全体を試算すること等の手法でもかまいません。ただし、このような試算を行う場合、妥当性を十分に説明できるようにして下さい。

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

別添をご参照下さい。

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。

(注) 枠囲いは当省が付した。